

諮問番号：平成31年度諮問第3号

答申番号：平成31年度答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件処分のうち、自動車の運転免許の取得に係る費用相当額18万円について取消しを求める。その理由は、次のとおり。

- 1 知人であるAクリニックの院長から医療事務の仕事をしてみないかという話があり、通勤や仕事で車に乗ることもあるから自動車の運転免許を取得するよう言われた。また、空いている時間に医療事務の勉強をするため、教材費等に係るお金を振り込まれた。このお金の全てを収入と認定されたことについては納得できない。
- 2 処分庁の前のケースワーカーからは免許取得代として認められると言われたのに、ケースワーカーが交代すると免許取得代が認められないのは話が違う。
- 3 自分はAクリニックで一度も働いたことがないのに、「収入」があったというのはおかしい。
- 4 処分庁は「Aクリニックで当初在宅ワークして就労を依頼し」と主張するが（平成30年12月4日付け弁明書（以下「弁明書」という。）の2の(10)、自分は仕事ができる体調ではなく、就労は依頼されていないから、作られた話である。
- 5 処分庁は「審査請求人がAクリニックから発行された給与明細の一部を破棄したと認めた」と主張するが（弁明書の2の(11)、その給与明細は手元になかったし、破棄した覚えもない。
- 6 処分庁は「Aクリニックの院長から交際してくれた際には自動車の運転免許取得のための費用を援助してくれると言われたため取得したが、援助はなく審査請求人の負担となった」と主張するが（弁明書の2の(12)、Aクリニックの院長から交際する云々の話はなかった。
- 7 自分は収入を隠そうとしたわけではなく、自動車の運転免許の取得やその他教材を購入するのに28万円相当は使っている。ただ、速やかに届出ができなかっただけである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法の規定等

ア 法の規定

(ア) 法第4条第1項は、「保護（法による保護をいう。以下同じ。）は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

(イ) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う。」と規定している。また、同条第2項は、「前項（同条第1項）の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

(ウ) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(エ) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している（なお、広島市では、同項の規定による費用徴収の決定に関する事務は、市長から福祉事務所長に委任されている（広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）第5条第2項第1号）。）。

イ 国の通知

生活保護行政の運営は、従前より、国（厚生労働省）が示してきた「生活保護法による保護の実施要領」、「生活保護手帳別冊問答集」等により取り扱われてきたところ、平成18年、国（厚生労働省）は、生活保護行政の適正な運営という観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、関連事項を整理し、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を發した。

この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言であり、国（厚生労働省）は、地方自治体に対し、当該通知により生活

保護行政を運営するよう指導等を行っている。

本件処分時の「生活保護行政を適正に運営するための手引」（平成30年9月28日付け社援保発0928第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知による改正前のもの。以下「適正運営手引」という。）のうち、本件に係る定めは、次のとおり。

(ア) 法第78条の趣旨（適正運営手引Ⅳの3の(1)）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は刑法（明治40年法律第45号）該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう法第78条が規定されている。

注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることとはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔^{もう}することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助を受けた場合等も含むものである。

(イ) 法第78条の適用（適正運営手引Ⅳの3の(2)）

不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行った上で、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。

法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

- ① 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- ④ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。

(ウ) 不正受給額の確定（適正運営手引Ⅳの4の(1)）

返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費又は就労自立給付金を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のような

保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。

(2) 「不実の申請その他不正な手段」該当性

ア 法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」について、国（厚生労働省）が作成した適正運営手引においては、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている（適正運営手引IVの3の(1)、前記(1)のイの(ア)）。

また、裁判例においても、「法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、法第4条及び第8条の趣旨にかなった保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、徴収できるとしているのであって（法第78条第1項）、同項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解するのが相当である。」と判示されている（大阪高裁平成29年3月17日判決（判例自治445号79ページ））。

イ そして、不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行った上で、不正受給の事実が確認できた時点でケース診断会議等において十分協議検討して決定することとされており、法第78条によることが妥当であると考えられる場合は、以下の状況が認められるような場合とされている（適正運営手引IVの3の(2)のウ、前記(1)のイの(イ)）。

- ① 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- ④ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。

ウ 以上のことを踏まえ、本件を見てみると、処分庁の職員は、平成19年5月23日、平成23年4月14日、平成25年6月24日及び平成27年6月30日、審査請求人に「生活保護のしおり（受給者用）」（以下「生活保護のしおり」という。）を手交して法第61条に規定する収入変動等に係る届出の義務（以下「届出義務」という。）について説明し、これに対し、審査請求人は、平成25年6月24日及び平成27年6月30日、処分庁宛てに、署名・押印をした『生活保護のしおり』の説明・受領確認書を提出した。

生活保護のしおりには、保護費以外の収入があればどんな収入でも、詳しく、正

しく、速やかに届ける必要がある旨（生活保護のしおり3ページ）及び収入の申告をしなかったり、偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、不正に受けた保護費を徴収する旨（生活保護のしおり6ページ）が記載されており、審査請求人も収入の申告義務について知っていたことを自認している（処分庁の弁明書の2の(8)及びこれに対する審査請求人の反論書）。

それにもかかわらず、審査請求人は、平成27年6月30日及び平成28年1月14日、処分庁に対し、平成26年11月から平成28年1月までの間の収入として、児童手当、児童扶養手当等のみを申告し、平成28年7月27日に処分庁の職員が平成28年度課税調査を行うまでは、本件処分に係る収入を申告しなかった。

そして、審査請求人は、平成27年3月1日から同年12月31日までの間の保護費（医療費を除く。）として139万1400円（未申告分の収入相当額が含まれているもの）を受給した。

エ 以上のとおり、審査請求人は、収入について届出義務があることを認識しながらこれを怠り、これにより本来受給すべき保護費の額（未申告分の収入が収入認定された場合に受給する保護費の額）を超える額の保護費を受給したのであるから、審査請求人は、法第78条第1項に規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえる。

よって、処分庁は、本来受給すべき保護費の額を超えた額について、法第78条第1項の規定により、当該額を徴収することができる。

なお、本件処分は、○福祉事務所の所長以下複数の職員から成るケース診断会議において協議検討された上で決定されており、適正運営手引（IVの3の(2)参照）に示された適正な手順にのっとり行われたことが認められる。

(3) 費用徴収額について

ア 審査請求人の平成27年中の収入に関し、処分庁が行った調査の結果及び審査請求人が提出した資料等の内容は、以下のとおりである。

(ア) 平成27年中に、Aクリニックから審査請求人に計24万7578円が支払われた。（←審査請求人について平成28年7月27日に行った平成28年度課税調査によるもの）

(イ) 平成27年（2月～5月、10月、11月（2回））に、Aクリニック及びAクリニックの院長から審査請求人に計28万8841円（うち控除所得税額は8841円）が支払われた。（←審査請求人から処分庁に提出され、平成27年の2月分、3月分、4月分、5月分、10月分及び11月分（2回分）としてそれぞれ4万1263円の収入（合計28万8841円）があった旨が記載されている所定の収入・無収入申告書（以下「平成28年7月28日付け申告書」という。）及びその添付資料によるもの）

(ウ) 平成27年（2月～4月）にAクリニックの院長から審査請求人に計12万3789円（うち控除所得税額は3789円）、平成27年（5月、6月、8月～

11月)にAクリニックから審査請求人に計24万7578円(うち控除所得税額は7578円)の合計37万1367円(うち控除所得税額は1万1367円)が支払われた。(←法第29条第1項の規定に基づく調査に対するAクリニックの平成28年9月8日付け回答及びAクリニックの院長への電話照会によるもの)

(エ) 平成27年(2月25日、3月26日、11月16日及び同月27日)に、Aクリニック名義で審査請求人に計16万円が支払われた。(←法第29条第1項の規定に基づく調査に対し〇銀行から提出された審査請求人の口座取引明細によるもの)

イ 本件処分では、平成28年7月28日付け申告書により審査請求人が申告した28万8841円(うち控除所得税額は8841円)を真正な額であるとして、28万円(28万8841円から所得税額の計8841円を控除したもの)を未申告分の収入として認定し、当該収入相当額の保護費を不正に受給したとして、法第78条に基づく費用徴収額を28万円と決定している。

ウ これに対し、審査請求人は、「前の担当者、〇さん(ケースワーカー)の時には、免許取得代として認められますよ。と言われてた」(審査請求の理由)、「取消を求める範囲は、費用徴収決定額280,000円の内、免許取得代金として利用した180,000円の部分です。」(審査請求書別紙)と主張し、処分庁の弁明書に対する反論書の中で、「元々、B氏が毎月40,000円ほど振り込んでくれていた金額は私が仕事できる体調になった時、お仕事で車の運転もしてもらわないと言われ、そのお金で免許取得に至ったものです。」と主張する。

これらの主張からすると、審査請求人は、平成28年7月28日付け申告書により申告した収入28万円(28万8841円から所得税額8841円を控除したものは、自立更生するために、Aクリニックから自動車免許取得費用や医療事務の勉強の教材費用として受領したものであり、そのうち18万円は現に自動車の運転免許取得のために使ったのであるから、この費用は収入認定の対象とすべきではない旨主張しているものと解される。

そこで、まず、平成28年7月28日付け申告書により審査請求人が申告した額(28万8841円)が真正な額といえるかどうかについて検討し、その次に、前記審査請求人の自動車運転免許取得費用に係る主張について検討する。

エ 審査請求人が申告した額について

(ア) 平成28年7月28日付け申告書により審査請求人が申告した額(28万8841円)について、審査請求人は、その根拠としてAクリニックに係る給与明細書並びに銀行の通帳の写しを提出している。また、処分庁の弁明書に対する反論書の中において「免許取得、その他、教材も購入して、本当ならば280,000円相当は使っております。ただ、すみやかに、届け出ができなかっただけです。」と述べている。

(イ) 次に、平成28年7月28日付け申告書の内容と法第29条第1項の規定に基づく調査の結果を照らし合わせてみる。

まず、○銀行から提出された審査請求人の口座取引明細（前記アの(エ)）により、平成27年（2月25日、3月26日、11月16日及び同月27日）にAクリニック名義で審査請求人の口座に計16万円が振り込まれたことが認められる。

よって、平成28年7月28日付け申告書のうち、平成27年の2月分、3月分及び11月分（2回）の収入、計16万5052円（うち控除所得税額は5052円）については真正な額であると認められる。

次に、Aクリニックの平成28年9月8日付け回答及びAクリニックの院長への電話照会（前記アの(ウ)）によれば、平成27年の4月にAクリニックの院長から審査請求人に4万1263円（うち控除所得税額は1263円）が、5月及び10月にAクリニックから審査請求人に計8万2526円（うち控除所得税額は2526円）が支払われていることが認められるところ、これらのことは、平成28年7月28日付け申告書に添付されたAクリニックに係る給与明細書の内容とおおむね符合する。

よって、平成28年7月28日付け申告書のうち、平成27年の4月分、5月分及び10月分の収入、計12万3789円（うち控除所得税額は3789円）についても真正な額であると認められる。

(ウ) なお、Aクリニックの平成28年9月8日付け回答及びAクリニックの院長への電話照会によれば、平成27年の6月、8月及び9月にAクリニックから審査請求人に12万3789円（うち控除所得税額は3789円）が支払われているとのことであるが、これについては審査請求人からの申告がなく、また、法第29条第1項の規定に基づく金融機関に対する口座照会等においても裏付けが取れていないことから、本件処分においてこれを収入として認定していないことにつき、一定の合理性があると考えられる。

(エ) 以上のことから、平成28年7月28日付け申告書により審査請求人が申告した額（28万8841円）は、真正な額であると認められる。

オ 審査請求人の主張（前記ウ）について

(ア) 国の通知（適正運営手引Ⅳの4の(1)、前記(1)のイの(ウ)）においては、「返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費又は就労自立給付金を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。」とされている。

また、勤労収入について適正な届出をせずに不正に保護を受けた者に対する法第78条に基づく費用徴収額決定に係る徴収額の算定において当該勤労収入

に対応する基礎控除の額に相当する額を控除しないことの違法性について争われた事案につき、最高裁判所は、次のとおり判示している。

「法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない（法４条１項、８条）。そして、法は、被保護者に対し、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出ることを義務付ける（６１条）などして、上記のような保護の制度の前提が守られるようにしている。

法７８条も、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである。

勤労収入は、本来、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきものである。そして、基礎控除は、被保護者が勤労収入を適正に届け出た場合において、勤労収入に係る額の一部を収入の認定から除外するという運用上の取扱いであるところ、上記のとおり、保護は、保護受給世帯における収入、支出その他生計の状況についての適正な届出を踏まえて実施されるべきものであるから、そのような届出をせずに、不正に保護を受けた場合にまで基礎控除の額に相当する額を被保護者に保持させるべきものとはいえず、これを法７８条に基づく徴収の対象とすることが同条の上記趣旨に照らし許されないものではない。

したがって、勤労収入についての適正な届出をせずに不正に保護を受けた者に対する法７８条徴収額の算定に当たり、当該勤労収入に対応する基礎控除の額に相当する額を控除しないことが違法であるとはいえないと解するのが相当である。」（最高裁平成３０年１２月１８日第三小法廷判決（判例自治４４５号６９ページ））

- (イ) 前記国の通知（適正運営手引Ⅳの４の(1)）及び最高裁判例を踏まえ、本件を見てみると、審査請求人は、Ａクリニック等から支払われた２８万円（２８万８８４１円から所得税額８８４１円を控除したもの）の収入につき申告義務があることを知りながらこれを怠り、不正に保護費を受給したものであり、これに対し、処分庁は、本件処分（法第７８条に基づく費用徴収）を行ったのであるから、本件処分に係る徴収額の算定に当たって審査請求人が主張するところの自動車の運転免許取得費用（１８万円）に係る控除が行われていないことにつき、違法又は不当があるとはいえない。

カ 以上のことから、処分庁が、審査請求人が申告した２８万８８４１円（うち控除

所得税額は8841円)について、28万円を未申告分の収入として認定し、当該収入相当額の保護費を不正に受給したとして、法第78条に基づく費用徴収額を28万円と決定したことには合理性が認められる。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張(本件審査請求の理由に係るもの。前記第2)のうち、同1及び2の主張については、前記(3)において述べたとおりであり、その余については、以下のとおりである。

ア 前記第2の3の主張について

平成28年7月28日付け申告書及びその添付資料その他法第29条第1項の規定に基づく調査により、平成27年中にAクリニック等から審査請求人に対し28万円(28万8841円から所得税額8841円を控除したもの)が支払われたことが認められるところ、審査請求人がAクリニックにおいて現に勤務したかどうかに関係なく、それが収入認定の対象であることは、法の規定、国の通知等から明らかである。

イ 前記第2の4の主張について

この主張は審査請求人が話していないことが弁明書の2の(10)に記載されているというものであるが、当該記載は、処分庁がAクリニックの院長から聴取した内容を記載したものにすぎない。

ウ 前記第2の5の主張について

本件処分は平成28年7月28日付け申告書及びその添付資料その他法第29条第1項の規定に基づく調査に基づき行われたものであり、審査請求人が給与明細書を破棄したかどうかは本件処分に影響を与えない。

エ 前記第2の6の主張について

前記ウと同様、審査請求人とAクリニックの院長との交際に係る真偽等は本件処分に影響を与えない。

オ 前記第2の7の主張について

この主張は、審査請求人が法第78条第1項に規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたという結論を左右するに足りる理由とはなり得ない。

以上のとおり、審査請求人のこれらの主張は、本件処分の一部(=18万円に係るもの)の取消しを行うべき理由にはならない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和元年 9月 3日 審査庁から諮問書を受領

令和元年 9月 9日 第1回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 「不実の申請その他不正な手段」該当性について

- (1) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解されている。
- (2) 審査請求人は、収入の申告義務について知っていたにもかかわらず、平成27年6月30日及び平成28年1月14日、処分庁に対し、平成26年11月から平成28年1月までの間の収入として、児童手当、児童扶養手当等のみを申告し、平成28年7月27日に処分庁の職員が平成28年度課税調査を行うまでは、本件処分に係る収入を申告しなかった。
- (3) よって、審査請求人は、収入について届出義務があることを認識しながらこれを怠り、これにより本来受給すべき保護費の額を超える額の保護費（139万1400円）を受給したのであるから、審査請求人は、法第78条第1項に規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえる。

以上のことから、処分庁は、法第78条第1項の規定により、本来受給すべき保護費の額を超えた額を徴収することができる。

2 費用徴収額について

- (1) 審査請求人は、平成28年7月28日付け申告書により申告した収入28万円は、自立更生するために、Aクリニックから自動車免許取得費用や医療事務の勉強の教材費用として受領したものであり、そのうち18万円は現に自動車の運転免許取得のために使ったのであるから、この費用は収入認定の対象とすべきではない旨主張しているものと解される。
- (2) まず、平成28年7月28日付け申告書により審査請求人が申告した額（28万8841円）については、〇銀行から提出された口座取引明細によって平成27年の2月分、3月分及び11月分（2回）の収入（16万円5052円）が裏付けられ、また、Aクリニックの平成28年9月8日付け回答及びAクリニックの院長への電話照会によって平成27年の4月分、5月分及び10月分の収入（12万円3789円）が裏付けられていることから、真正な額といえる。
- (3) 次に、審査請求人の自動車運転免許取得費用に係る主張について検討する。

法第78条は、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長に所定の徴収権を付与する趣旨の規定であると解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである（前記最高裁判例（8ページ）に同旨。なお、同判例においては、保護は、保護受給世帯における収

入、支出その他生計の状況についての適正な届出を踏まえて実施されるべきものであるから、そのような届出をせずに、不正に保護を受けた場合にまで勤労収入に係る基礎控除の額に相当する額を被保護者に保持させるべきものとはいえず、これを法第78条に基づく徴収の対象とすることが同条の前記趣旨に照らし許されないものではない旨判示されている。)

また、法第78条に基づく徴収額の決定は、法第63条に基づく返還額の決定とは異なり、保護の実施機関ではなく、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のように自立更生のために充てられる費用を徴収額から控除する余地はないと解される(適正運営手引IVの4の(1)参照)。

以上のことを踏まえ本件について見るに、審査請求人が取消しを求める自動車免許の取得に係る費用相当額(18万円)が、仮に自立更生のためのものであったとしても、審査請求人は、Aクリニック等から支払われた28万円の収入につき申告義務があることを知りながらこれを怠り、不正に保護費を受給したものであり、これに対し、処分庁は、本件処分を行ったのであるから、本件処分に係る徴収額の算定に当たって当該費用相当額(18万円)に係る控除が行われていないことにつき、違法又は不当があるとはいえない。

(4) 以上のことから、処分庁が法第78条に基づく費用徴収額を28万円と決定したこと何ら違法性又は不当性は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人の他の主張が本件処分の一部(=18万円に係るもの)の取消しを行うべき理由にはならないことについては、審理員意見書のとおりである。

4 結論

以上の次第であり、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員(合議体長) 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実